

東庄町災害廃棄物処理計画【概要版】

1 計画の背景と目的

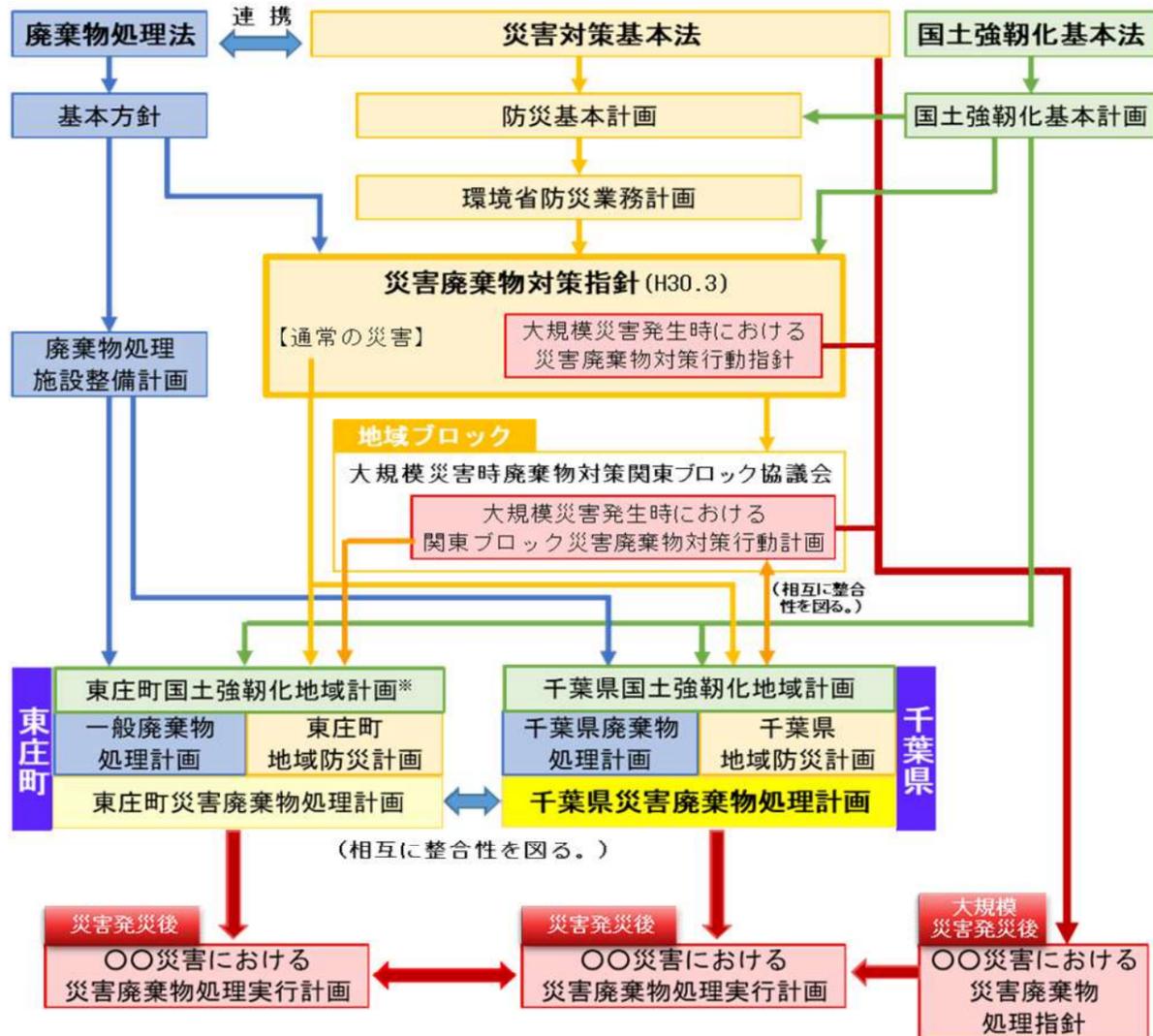
○近年、平成30年の西日本豪雨、令和元年台風15号・台風19号など、想定を越えた台風被害が全国各地で生じており、これらの災害では甚大な人的被害や物的被害が確認され、それに伴い広範囲で膨大な災害廃棄物が発生した。

○国は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正、災害廃棄物対策指針の改定等の法整備を進めており、千葉県においても「千葉県災害廃棄物処理計画」を策定した。

○これらの背景を踏まえて、東庄町は、災害により生じた廃棄物の適正な処理体制を確保し、被災地における生活環境の保全並びに早期の復旧、復興を実現することを目的として、非常災害時における廃棄物の適正処理に関する事項について定めた「東庄町災害廃棄物処理計画」を策定することとした。

2 計画の位置づけ

○東庄町災害廃棄物処理計画では、国が策定した「災害廃棄物対策指針」及び「千葉県災害廃棄物処理計画」、「東庄町地域防災計画」との整合性を図り、基本的な考え方を示す。



3 対象とする災害と被害想定

○本計画で対象とする被害は、地震災害、風水害及びその他自然災害とする。

- ・地震災害については、地震により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。
- ・風水害については、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、崖崩れ等の被害及び竜巻などにより生ずる被害を対象とする。

○本計画では、東庄町地域防災計画に基づき想定する地震災害を「千葉県北西部直下地震」とした。これは、平成26、27年度に県が行った地震被害想定調査に基づくものである。

- ・想定地震名：千葉県北西部直下地震
- ・マグニチュード：7.3
- ・震源の深さ：30km
- ・想定項目：地震動・・・プレート内



4 対象とする災害廃棄物

○対象とする災害廃棄物は、地震災害、風水害及びその他の自然災害によって一時的かつ大量に発生する廃棄物とする。例としては、被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物や、浸水による家具や家電等、損壊した家屋の解体により発生する廃棄物などが挙げられる。

5 各主体の役割

○災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理を進めるため、各主体の主な役割を示す。

東庄町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物の処理 ○ 災害廃棄物処理のための体制整備 ○ 被災市町村や県からの要請に基づく応援
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理に関する知識・意識の向上 ○ 災害廃棄物排出時の分別等、処理の適正な協力
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物処理の協力 ○ 保有する廃棄物処理施設等の活用の協力 ○ 大量または処理困難な廃棄物の主体的な処理
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東庄町への情報提供や技術的な支援 ○ 県内市町村、近隣都県、国及び関係団体との協力体制の整備 ○ 東庄町と連携した災害廃棄物処理（事務委託を受けた処理、主体的な支援）
国	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物処理の基本的な方針の公表 ○ D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）等の整備 ○ 大規模災害における特例措置の検討、速やかな財政措置の検討 ○ 被災自治体と連携した災害廃棄物処理（代行処理）

東庄町災害廃棄物処理計画【概要版】

6 災害廃棄物処理にかかる基本方針

- 資源化 災害廃棄物を復旧・復興時における有用な資材ととらえ、可能な限り資源化を行う。
- 減量化 できる限り効率的に分別・選別し、性状に応じた中間処理、再生利用等により災害廃棄物を減量化し、最終処分量を低減する。
- 処理施設 最大限、平時の施設を利用し処理を行うことを優先するが、広域処理等を検討する。
- 処理期間 災害廃棄物の処理の遅れが被災地の復旧・復興の妨げとならないように、可能な限り短期間での処理を目標とする。

期間での処理を目標とする。処理のスケジュール

大項目	小項目	経過(年)	発災							
			0.5	1	1.5	2	2.5	3		
検討・各種調整等	処理処分先の検討・計画策定等		→							
	各処理処分先との調整		→							
	仮置場跡地利用照会								→	
仮置場 施工処理	一次仮置場	一次仮置場用地選定	→							
		搬入・仮置き		→						
		粗選別		→						
		跡地調査・整地・土地返却							- - - - -	
	二次仮置場	二次仮置場用地選定		→						
		処理設備搬入・組立		→						
		破碎・選別		→						
		処理設備解体・撤去							- - - - -	
		跡地調査・整地・土地返却							- - - - -	
		関係市町村協議		→						
広域処理	焼却・最終処分		→							

〈凡例〉 → : 検討、調整、設計、試運転等 → : 処理・処分等の実施 - - - : 解体・整地等

- 処理の透明性・経済性 緊急性や処理の困難性を考慮するが、合理的な処理方法を選択し、経済的な処理を行うとともに、透明性の高い契約手順を確保する。

7 災害廃棄物発生量の推計

- 本計画では、対象とする災害を本町の被害が最大となる「千葉県北西部直下地震」とし、町全体での災害廃棄物発生量は、約3,440tと推計した。(災害対策指針の推計式に基づき推計。)

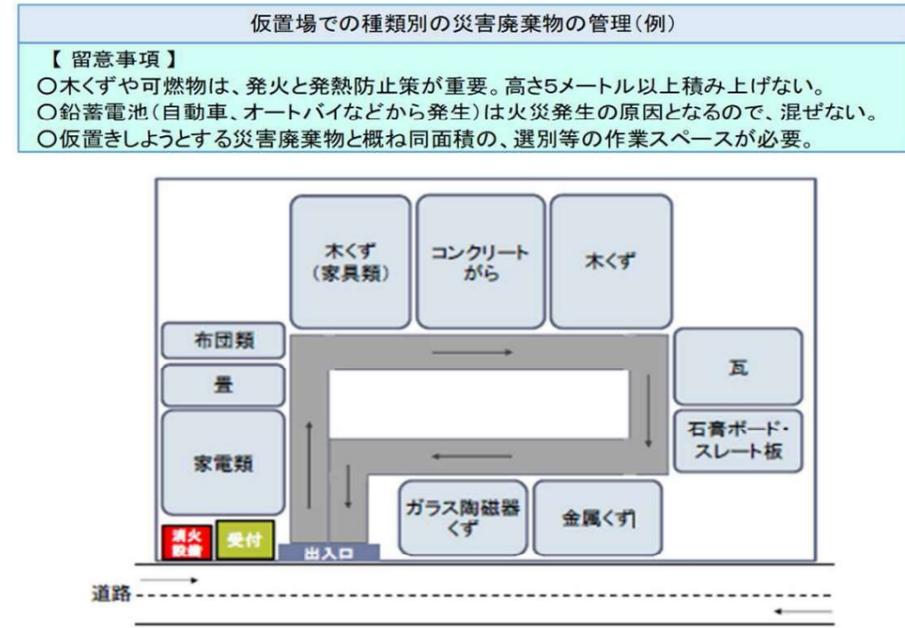
千葉県北西部直下地震に伴う災害廃棄物発生量(推計)

分類	内訳	発生量(t)
損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物	可燃物	710
	不燃物	824
	木くず	821
	金属くず	86
	がれき類	907
	その他	89
合計		3,437

8 仮置場

- 仮置場候補地の確保 町は平常時に仮置場を確保できるようにしておく。災害廃棄物発生量を考慮して、必要面積を算定し、設定する。
- 仮置場の設置に係る準備 管理・運営のため、受付、車両の誘導、分別指導等を行うための人員の確保(最低でも10名)

仮置場におけるレイアウトイメージ



9 処理の流れ

- 初動期 人命救助、被災者の健康確保を優先し、緊急性の高い作業から順に行う。
 - ・組織体制・協力・支援体制の構築
 - ・被害の状況等の収集
 - ・必要な予算の確保
 - ・住民への広報

- 応急対応期 災害廃物の本格的な処理に向けた準備
 - ・災害廃棄物処理実行計画の策定
 - ・災害廃棄物の処理

- 復旧・復興期 次の事項を含む復旧・復興対策を講じる。
 - ・災害廃棄物の処理に係る広域にわたる処理計画の総合調整
 - ・災害廃棄物処理事業に係る国庫補助の活用

10 本計画の見直し・人材育成

- 本計画は、東庄町地域防災計画の修正のほか、国が行う法整備や指針の策定の状況等、千葉県災害廃棄物処理計画を踏まえて計画の実効性を高めるため適宜、見直しを実施する。
- 県が開催する災害廃棄物対策に関する研修会へ積極的に参加し、災害時に本計画が有効に活用されるよう人材の育成を図っていく。